

平成19年 9月21日

午後 2 時00分開議

於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである(31名)

1番	佐藤博	2番	武田正樹
3番	小坂井実	4番	佐藤高清
5番	立松新治	6番	山本芳照
7番	村井邦彦	8番	新田達也
9番	渡邊昶	10番	伊藤正信
11番	栗田和昌	12番	杉浦敏
13番	炭竈ふく代	14番	三浦義美
15番	浅井葉子	16番	中山金一
17番	前田勝幸	18番	安井光子
19番	佐藤良行	20番	高橋和夫
21番	立松一彦	22番	水野博
23番	高橋清春	24番	木下道郎
25番	宇佐美肇	26番	久保文哉
27番	黒宮喜四美	28番	四方利男
29番	大原功	31番	原沢久志
32番	三宮十五郎		

2. 欠席議員は次のとおりである(なし)

3. 会議録署名議員

1番	佐藤博	2番	武田正樹
----	-----	----	------

4. 欠員(1名)30番

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(32名)

市長	服部彰文	副市長	加藤恒夫
教育長	池田俊弘	総務部長	北岡勤
民生部長兼 福祉事務所長	大木博雄	開発部長	横井昌明
十四山総合福祉 センター所長	平野雄二	会計管理者兼 会計課長	村上勝美
十四山支所長	平野瞳	十四山スポーツ センター館長	平野茂雄
総務部次長兼 税務課長	佐藤忠	民生部次長兼 市民課長	加藤芳二

開発部次長 兼農政課長	早川 誠	総合福祉センター 所長	服部 昭男
教育部次長 兼図書館長	高橋 忠	監査委員 事務局長	加藤 重幸
総務課長	佐藤 勝義	企画情報課長	村瀬 美樹
管財課長	渡辺 安彦	防災安全課長	服部 正治
保険年金課長	佐野 隆	環境課長	久野 一美
健康推進課長	鯖戸 善弘	福祉課長	横井 貞夫
介護高齢課長	佐野 隆	児童課長	山田 英夫
商工労政課長	若山 孝司	土木課長	三輪 眞士
都市計画課長	伊藤 敏之	下水道課長	橋村 正則
教育課長	前野 幸代	社会教育課長	水野 進

6. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会議務局長	下里 博昭	書記	柴田 寿文
書記	岩田 繁樹		

7. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第39号 政治倫理の確立のための弥富市長の資産等の公開に関する条例の一部改正の件
- 日程第3 議案第40号 弥富市情報公開条例及び弥富市個人情報保護条例の一部改正の件
- 日程第4 議案第41号 弥富市議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正の件
- 日程第5 議案第42号 弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正の件
- 日程第6 議案第43号 弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正の件
- 日程第7 議案第44号 弥富市道路占用料条例の一部改正の件
- 日程第8 議案第45号 平成19年度弥富市一般会計補正予算の件
- 日程第9 議案第46号 平成19年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算の件
- 日程第10 議案第47号 平成19年度弥富市土地取得特別会計補正予算の件
- 日程第11 議案第48号 平成19年度弥富市介護保険特別会計補正予算の件
- 日程第12 認定第1号 平成18年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第13 認定第2号 平成18年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第14 認定第3号 平成18年度弥富市老人保健特別会計歳入歳出決算認定の件

- 日程第15 認定第4号 平成18年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第16 認定第5号 平成18年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第17 認定第6号 平成18年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第18 認定第7号 平成18年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第19 議案第49号 工事請負契約の締結の件
- 日程第20 発議第3号 道路整備の促進と道路整備財源の確保に関する意見書の提出の件
- 日程第21 発議第4号 「非核日本宣言」を求める意見書の提出の件
- 日程第22 発議第5号 原爆症認定基準の抜本的改善を求める意見書の提出の件
- 日程第23 発議第6号 国の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出の件
- 日程第24 発議第7号 愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出の件
- 日程第25 発議第8号 学級規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める意見書の提出の件
- 日程第26 発議第9号 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書の提出の件
- 日程第27 閉会中の継続審査の件

~~~~~

午後2時00分 開議

議長（宇佐美 肇君） ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（宇佐美 肇君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第81条の規定により、佐藤博議員と武田正樹議員を指名いたします。

ここで、原沢久志議員から発言を求められておりますので、許可いたします。

原沢議員。

31番（原沢久志君） 原沢です。発言の取り消し申し出を行います。

9月3日の会議における私の発言のうち次の部分を取り消したいので、議会において許可されるよう、会議規則第65条の規定により申し出をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） ただいま原沢議員から9月3日の会議における発言につきまして、会議規則第65条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり、発言の取り消しについて申し出がありました。

お諮りします。

これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇佐美 肇君） 異議なしと認めます。

よって、原沢議員からの発言の取り消しの申し出を許可することに決定いたしました。

~~~~~

日程第2 議案第39号 政治倫理の確立のための弥富市長の資産等の公開に関する条例の一部改正の件

日程第3 議案第40号 弥富市情報公開条例及び弥富市個人情報保護条例の一部改正の件

日程第4 議案第41号 弥富市議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正の件

日程第5 議案第42号 弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正の件

日程第6 議案第43号 弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正の件

日程第7 議案第44号 弥富市道路占用料条例の一部改正の件

日程第8 議案第45号 平成19年度弥富市一般会計補正予算の件

- 日程第9 議案第46号 平成19年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算の件  
日程第10 議案第47号 平成19年度弥富市土地取得特別会計補正予算の件  
日程第11 議案第48号 平成19年度弥富市介護保険特別会計補正予算の件  
日程第12 認定第1号 平成18年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定の件  
日程第13 認定第2号 平成18年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件  
日程第14 認定第3号 平成18年度弥富市老人保健特別会計歳入歳出決算認定の件  
日程第15 認定第4号 平成18年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定の件  
日程第16 認定第5号 平成18年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件  
日程第17 認定第6号 平成18年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件  
日程第18 認定第7号 平成18年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件

議長（宇佐美 肇君） この際、日程第2、議案第39号から日程第18、認定第7号まで、以上17件を一括議題とします。

本案17件に関し、審査経過の報告を、まず総務常任委員長お願いいたします。

総務常任委員長（伊藤正信君） 総務常任委員会の報告をいたします。

委員会は、9月19日13時30分より委員全員、委員外1名、市側から市長、副市長、並びに関係部課長が出席し、開催をいたしました。総務常任委員会に付託されました議案は、議案第39号から43号、認定事項として2件、御報告を申し上げます。

まず議案第39号でございますが、政治倫理の確立のための弥富市長の資産等の公開に関する条例の一部改正の件について審査の結果を申し上げます。

全会一致で原案を賛成、了承いたしました。

議案第40号弥富市情報公開条例及び弥富市個人情報保護条例の一部改正についての件、審査の結果は、全会一致で原案を賛成、了承されました。

さらに、議案第41号弥富市議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてでございます。

提案の理由は本会議でも市長からはありましたが、合併協議会において平成20年2月29日までの議会議員の在任特例が確認され、報酬が旧町村の額とすることで決定され、報酬審議会に答申を求めて、その状況の中で報酬審議会が開催され、特別職の報酬、給料等の統一的な基準など他の市の状況、人口、財政状況、地域事情、職務内容等事務事業を総合的に考慮しながら、財政は学校建設など厳しい状況にありますが、行財政基盤をより一層健全化を図るために人件費を抑止する中で、近隣自治体の報酬、給料の額の状況、議会議員の定数が32名から18名に削減されること、そういう状況の中での議員報酬審議会の答申の説明を受けながら、委員会は、その発言を平成17年以降の財政見通しから、学校建設など非常に厳しい折

から特別職の報酬は見直すべきではないという意見、合併のときに見直しておくべきだったという意見等がありました。合併後の職務は多岐にわたり、幅広く市民の要望・意見を施策に反映し、市民の負託に応じていくことが議員の役割である。総合的に18名にすることによって、財政的には1,800万ほどの削減をし、その中で市民の負託に応じていく。さらには説明責任を果たしていくことなどを確認し、審査の結果、原案を賛成多数で了承したことを報告申し上げておきます。

次に、議案第42号弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてでございます。

この項は市長の公約等の問題もあり、それぞれ合併協議会のときに議員と一緒に報酬審議会にかけるという状況の中での報酬答申でありますから、20%カットについては、市長みずからの答弁は、その約束は守りますという状況の中で審査の結果、原案を賛成多数で了承いたしました。

議案第43号弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正についてでございます。

市側からは、特別職の報酬審議会の答申とは異なるが、教育長のこの件については、同時に近隣都市と見直しをされていくというのが通常の課題であるという中で審査をいたしました。その審査においては、皆さん方にも資料が配付されている内容等の中で審査をいたしました。審査の結果は、原案を賛成多数で了承したことを御報告申し上げておきます。

議案第45号平成19年度弥富市一般会計補正予算について、さらに平成19年度弥富市土地取得特別会計補正予算の件についてであります。この2件は同時に審査をいたしました。全会一致で原案を賛成、了承をいたしました。

さらに、認定第1号平成18年度弥富市一般会計歳入歳出決算の認定、さらに認定第4号平成18年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

質疑がございましたのは、認定第1号において、それぞれ予算執行の段階から決算に関する検証をいたしました内容として、予算執行について繰越金8億円という金額が繰り越された状況の中で、それぞれ税収等見込みの変動する中での予算といえども、年度当初予算の見込みの充実、さらには年度の途中での補正を的確にして、さらにはそういう繰越金を少なくすることを求めるという意見があり、審査の結果は、原案を賛成多数で了承されました。

認定第4号については一括でありますから、同時に賛成多数ということでも了承されましたことを御報告申し上げ、総務常任委員会の報告を終わります。

議長（宇佐美 肇君） 次に建設経済常任委員長、お願いいたします。

建設経済常任委員長（村井邦彦君） 建設経済常任委員会の報告をいたします。

建設経済常任委員会に付託されました案件は、議案第44号弥富市道路占用料条例の一部改

正の件、外 3 件であります。

本常任委員会は去る 9 月 14 日に開催し、審査を行いましたので、その審査結果を御報告申し上げます。

最初に、議案第 44 号弥富市道路占用料条例の一部改正の件を審査しましたところ、全員一致で原案を了承しました。

次に、議案第 45 号平成 19 年度弥富市一般会計補正予算の件を審査しましたところ、6 款農業費の有害鳥獣駆除委託料、7 款商工費の商工業振興資金信用保証料補助金等の質疑がありましたが、採決しましたところ、全員一致で原案を了承いたしました。

次に、認定第 5 号平成 18 年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件、認定第 7 号平成 18 年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件、以上 2 件を一括審査しましたところ、下水道事業の財政計画等の質疑がありましたが、採決したところ、全員一致で了承いたしました。

以上、報告を終わります。

議長（宇佐美 肇君） 次に厚生常任委員長、お願いいたします。

厚生常任委員長（高橋和夫君） 厚生常任委員会に付託されました事項の審査報告をさせていただきます。

厚生常任委員会に付託されました案件は、議案第 45 号平成 19 年度弥富市一般会計補正予算の件、外 5 件です。

本委員会は去る 9 月 18 日に開催し、審査を行いましたので、その審査結果を御報告申し上げます。

まず、議案第 45 号平成 19 年度弥富市一般会計補正予算の件、議案第 46 号平成 19 年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算の件、議案第 48 号平成 19 年度弥富市介護保険特別会計補正予算の件、以上 3 件を一括で審査いたしました。

一般会計補正予算で主なものは、2 福祉センターにオストメイト対応のトイレ設置のための工事請負費 112 万円、18 歳未満児の第 3 子以降の 3 歳未満児の保育料を無料とするための 240 万円の財源組み替えであります。

国民健康保険特別会計補正予算で主なものは、葬祭費を昨年と同額の 10 万円としたため、不足額を補正するものです。

介護保険特別会計補正予算は、18 年度の精算に伴う過年度分の返還金です。

審査の結果、以上 3 件は全会一致で原案を了承いたしました。

次に、認定第 2 号平成 18 年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件、認定第 3 号平成 18 年度弥富市老人保健特別会計歳入歳出決算認定の件、認定第 6 号平成 18 年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件、以上 3 件を一括で審査いたしました。

国民健康保険税、介護保険料及び利用料の減免内規について整合性のあるものにする必要があるとの意見がありました。審査の結果、以上3件は全会一致で可決しましたことを御報告申し上げます。以上です。

議長（宇佐美 肇君） 次に文教常任委員長、お願いいたします。

文教常任委員長（浅井葉子君） 文教常任委員会報告をさせていただきます。

文教常任委員会に付託されました案件は、議案第45号平成19年度弥富市一般会計補正予算の件についてであります。

文教常任委員会は、去る9月13日に市長初め副市長、教育長、担当次長・課長出席のもと審査を行いましたので、その審査結果を御報告申し上げます。

文教常任委員会に付託されました補正予算は228万2,000円で、主なものは、事務局費、賃金のうち学校給食調理員の臨時職員賃金であります。委員から、給料、共済費についての質疑があり、条例改正に伴う予算との回答がありました。採決の結果、委員全員賛成で原案を了承いたしました。

以上、御報告申し上げます。

議長（宇佐美 肇君） これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（宇佐美 肇君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

〔「議長14番」の声あり〕

議長（宇佐美 肇君） まず、三浦義美議員。

14番（三浦義美君） 議案第41号弥富市議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正の件に反対します。

というのは、平成17年度、弥富町の時代のときに行財政計画ということで、区長、各種団体のカット。そのときに、市民感情からして議員もカットすべきではないかと。それが今現在も残っております。ただ、現在私らは30万ですけど、今度40万。数字はわかると思いますが、それに対して、愛知県下の市で40万以下というのは3市あります。その点を考えて、やはり皆さんときちっとした論議をして、きちっとした答えを出したいということで私は反対いたします。

議案第42号弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正の件ですけど、これは市長、副市長の件ですけど、市長は公約として2割カットを、選挙は終わりましたけど、今現在は市長さんですけど、2割カットという公約を掲げて当選して、それで入れた人も多いと思います。全部が全部そうではありませんけど、その人の感情を抜きにして値上げという形は本当に住民を愚弄しとる。愚弄しとるとは失礼しました。住民を今



の言葉、本当に難しい問題に係っております。弥富市としては、ようやく弥富中学校の増設・移転という形で進んでまいりました。まだまだ弥富市としては、これから桜小学校のマンモス化の問題、日光川流域下水道の問題、また幹線道路の大きな問題があります。その時点で特別職の値上げということは甚だ難しいと思います。市長みずから先頭になって、現法令でよろしくをお願いします。反対の意見です。

〔「議長1番」の声あり〕

議長（宇佐美 肇君） 次に佐藤博議員、お願いをいたします。

1番（佐藤 博君） 議案第41号弥富市議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正の件、関連をしておりますので、並びに議案第42号弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正の件の2件について、市民の関心事でもございますので、ただ賛成・反対だけで決めることは市民感情を逆なですることにもなりかねませんので、市民の声を加えて私の意見を述べたいと思います。

今回提案されたこれらの議案に対して、議員の皆さんの中には、どう判断すべきか、どう対応すべきか、議員としての職責と市民感情を考えると困惑しておられる方も多いことと私は思います。私も同様であります。本来からすれば、この議案には賛成しかねる事情と環境があります。私は3年前にさかのぼって、そうした環境の理由を申し上げたいと思います。

私を初め多数の住民が、町村合併について住民の意向調査をするようにと署名活動まで実施しましたが、すべて合併ありきで合併が進んだ経緯を私たちは考え直してみる必要があります。結果的には、十四山村の編入合併に終わったのでありますが、このとき私は、5万人に達しない編入合併であるため、市制をしくことなく、そのまま弥富町として、再度隣接との合併とか、あるいは人口が5万人を超えたとき改めて市制をしくべきであると主張してまいりました。当時の川瀬町長及び議会環境は、私の主張は取り上げられることもなく、人口わずか4万4,000人でまっしぐらに弥富市へ突き進んでしまいました。このときから市民の中には、財政状況が悪いといって区長等の手当を減額したり、補助金などを減額したりしてきたのに、市になると市長や議員の報酬が上がるのではないかと市制になることを懸念しておられた市民もたくさんおりました。私は、弥富町のままで、弥富町の議員の報酬でそろえることがベストであると主張してまいりました。このような事態が来ることを予想していたからであります。このような住民感情を察知してか、合併協議会では合併時に次期報酬だけは先送りするという手法をとったものとして、前川瀬市長初め議会に対して、町民の中には厳しい批判もありました。

今回のこの増額改定は、合併によって、わずか4万4,000人の市制施行によって生じた改定であります。合併時に当然改定をしておくべきものであったと私はと思いますが、そうした事態には至らなかったがために、議会としては最も現在注視すべきことであります。旧弥富

では住民の意向調査がなされておりません。議会主導で進められた合併であり、市民の立場からすれば、この改定も市民の同意をされたものという解釈は難しいものだと私は思います。こうした市民の見方は、今回の市長選挙にかなり大きく影響したのもでもあります。そのため、今回の増額改定には、当然市民の関心が高いのであります。市民から寄せられている意見は、こんな時期に増額改定とはけしからんという声が大半であります。私は、合併したときに決めていなかった、旧十四山選出の議員との報酬の違いの説明をしながら理解を求めようとしてまいりました。そのため、このような状況からして、この提案をしなければならなかった服部市長は気の毒だなあという同情の声もあります。

2として言えることは、今三浦議員からも指摘されたように、平成17年3月議会において、17年度の予算編成に20億円の財源不足を理由に急遽、行財政改革の名のもとに区長・区長補助員等の手当を初め各委員の手当が減額改定されたということでもあります。中には、時間を考慮した日当・手当の改善という評価されるべきものもありました。しかし、補助金の減額や社会教育、社会体育団体等が公共施設を利用する使用料の減免措置が改定され、使用料が高くなったことは、まちが進めている社会教育、社会体育推進とは矛盾をしており、私は財政計画、財政運営のまずさを指摘して、17年度一般会計予算には勇気を持って反対をいたしました。三宮、杉浦議員も同様に反対をされました。その他、計画性に欠けた保育所問題、福寿号の運行問題等高齢者サービスの不満も招いたことは事実であります。そのとき、住民サービスの低下、住民負担の増加等をお願いしなければならないときは、まず率先して町長初め特別職の給与、並びに議員の報酬を減額して住民の理解を得るべきであると私は主張してまいりましたけれども、少数意見として、取り上げられるまでには至りませんでした。

この20%財源不足は、17年度決算で明らかになったように大きな見込み違いでもあり、不満・不信を招き、財源見通し、財政運営の甘さが議会でも指摘されております。18年度決算でも厳しく指摘され、今では服部市長初め財政当局の認識と財政運営の改革に大きな期待が寄せられているところであります。公共施設の使用料は10月から一部見直しされるというように聞いておるわけでございますけれども、区長・区長補助員等の手当初め補助金等、適正な見直しも急務であります。こうした状況の中で今回の特別職の給与、議員の報酬の増額改定は、市民感情からお手盛りとの批判は当然であります。我々議員は、市民の要望や感情も市政に反映をさせなければなりません。

続いて、服部市長誕生後の状況について考えてみたいと思います。

服部市長は市長選挙前、市民との対話を通して、このような状況や市民感情を認識し、当選後、みずからの給与を20%、任期中の4年間減額する条例を提出しました。しかし、議会の中には当選目的だとか選挙公約だとか、他に例のない期末勤勉手当の20%減額まで迫った経緯があり、服部市長は例にない期末勤勉手当も20%減額しております。なお、引き続きこ

れは減額をしていくというように先回の答弁もいたしております。その結果、年間の総額では副市長より少ない給与となっております。多数の市民が支持したにもかかわらず、市長選挙の感情のしこりからか、市長の失政、違法行為があったわけでもないのに、期末勤勉手当まで20%減額せざるを得なかった議会の対応は果たして妥当であったかどうか、今回の議員報酬の増額改定に市民の関心が寄せられている一因でもあります。公正に市民感情を尊重した対応も必要であります。また、こうした状況の中で指摘されているように、17年度の区長等の手当減額、補助金の減額など、市民に痛みを与えた財政見通しの甘さと、当時の幹部の対応責任を私は考える必要があると思っております。また、おくられている桜小学校のマンモス化対策の対応等、責任認識にも私は疑問を感じておる一人であります。

したがって、先般一例として、川瀬前市長の資産公開条例訴訟の判決問題で、市長によって幹部職員が厳正さ、公正さを欠くような対応は許されないということを私は指摘したばかりであります。二度と責めるつもりはないが、不適切な対応に反省と責任を自覚して、今後こうしたことに十分心がけて、市民の信頼と期待にこたえていただきたいと思えます。服部市長が給与の減額をしているのに、他の特別職はこのままでいいのかという市民の疑問をよく耳にするのであります。これらは強要することではないが、市民感覚を考え、当事者が自発的に対応することも必要であります。

さて、このような情勢や市民感情から、我々はどう対応すべきかであります。兼業が認められない常勤の特別職の給与には職責と生活の二面性があり、生活の安定が職責を左右することであり、弥富市としての品格や財政状況を加味した適切な給与でなければならぬと考えます。また、地方議会の議員報酬は国会議員とは異なり、まだ生活面はあまり重視されていませんが、議員としての職責を全うすることにふさわしいものでなければなりません。これらの判断根拠は当事者ではなかなか対応ができないために、第三者機関にゆだね、第三者機関であります報酬審議会の答申を適切なものとして判断、対応するのが常識となっております。本来からすれば、前に述べたように、当然合併協議会で既に決定されていなければならないものですが、合併時に改定されていなかったために、提案のタイミングには問題・不信を感じますが、市民の支持を得て誕生した服部市長の提案であり、報酬審議会の答申を尊重した改定であり、提案理由を考慮して賛成することが議会としての妥当な対応ではないかと私は思います。

しかし、るる申し上げましたように、市民感情初め厳しい社会環境、議会对応には一考を要するものがあります。そのため、次の点で十分な対応を要望したいと思います。

第1に、17年3月に見直した区長と各種非常勤の委員等の報酬手当について、職責内容、事務量など実情に見合った十分な報酬手当に改善し……。

議長（宇佐美 肇君） 佐藤議員、討論の範囲を超えています。

1番（佐藤 博君） 討論の範囲内です。待っておってください。

補助金等の要望についても、公正・適正に改善をしていただくことを要望いたします。また、職員給与・手当についても、職務内容、就労時間、能力等を考慮し、弥富市職員にふさわしいものに適正な改善を来年3月までに実施されるように要望したいと思います。パート職員やボランティア活動の従事者についても、同様に検討・改善されるように要望いたします。

そして、第3は議員報酬の改定についてであります。

前に述べたように、我々は市民感情を考えたとき、やはり市民感情にこたえていく一つの姿勢も大事ではなかろうかと思っております。先般も総務委員会、議会運営委員会等で我々の報酬減額案というものを一度検討していただいたらどうだろうかということをおし上げたところであります。

最後に、今回の改定は、市長の提案にもありますように、十四山村を編入合併し、市制をしいたことによる改定であり、比較も愛西市と同様であります。今までは蟹江町との比較が中心でありましたが、今回は市としての品格が重視された改定であります。お互いに市になったことによって、市としての品格を重んじた心がけや活動によって、市民の信頼と期待にこたえなければならないと思います。

以上、るる申し上げたように、私たちは反省をするところは反省をし、やはり市民感覚を忘れずに、市民の要望にしっかりと答えることによって市民の理解と協力が得られるように努めてまいりたい。そうした観点から、私は、この提案については報酬審議会の答申を尊重したものであるということを中心として、今回この原案については賛成をするものであります。以上です。

〔「議長32番」の声あり〕

議長（宇佐美 肇君） 次に、三宮十五郎議員。

32番（三宮十五郎君） 日本共産党弥富市議員団を代表いたしまして、平成18年度一般会計の決算認定に対する反対討論を行います。

市民のために、市民とともに、市民に役立つ市役所づくりを掲げられて服部市長が登場されまして8ヵ月が過ぎようとしております。この間、税金を効果的・効率的に使い、市民の命と暮らしを守るという立場で、公共施設の耐震対策を3ヵ年で進めたいと表明されたり、中学校卒業までの子供の医療費無料制度の実現、この議会で12年連続となります保育料据え置きなどの子育て支援の一層の充実、国保税や国保加入者の医療費の一部負担金、介護保険料とその利用料の減免制度、改悪されて生活保護基準以下の収入の人にもかかることになりました住民税の減免制度の拡充の見直しに向けて取り組むとの表明は、医療制度と税制改悪に苦しむ老人や庶民を励ますものであり、法と道理、庶民の暮らしの実態に見合った改善が

一日も早く合理的なものに仕上げられることを強く希望いたします。

新市長として、日夜にわたって市民や職員の意見もよく聞かれ、市政改革のため努力を続けておられる服部市長の御尽力には心から敬意を表するものでございます。にもかかわらず、私が市長の提案によります18年度一般会計・決算認定を承認できないものとして反対する第1の理由は、その大部分が前市長の責任によるものではございますが、18年度の一般会計決算は市長と議会の関係の根本にかかわる問題で大きな不備を備えているからでございます。市長などの予算の編成、決算の調整の権限に対し、予算は、市の意思決定機関であります議会の議決を経て初めて執行できるものでございますが、市民の税金を預かる者として計画的・効率的な予算執行を行うために、市民と議会にわかりやすい予算を編成し、説明する責任がでございます。その責任が基本的に果たされていなかったということが第1の理由でございます。

18年度の弥富市の収入決算額は127億4,900万円余りでございますが、国・県・市民などが一定の割合で負担をすることが定められております国・県の支出金や保育料などを除く第1款から第10款に至る市税から地方交付税までの10項目の市の最も基本的な収入は、歳入全体の67%を占めております85億7,900万円となっておりますが、年度始めの見込み額は実収入よりも約6億2,000万円、7.8%も低いものでございます。年度末の3月議会で示されました最終の収入見込み額と比べてさえ約5億円、5.8%も少ないものとなっております。これは、旧弥富町の平成14年、15年当時の税込見通しが当初予算に比べて決算額が0.5から0.7%しか違わないとか、県の決算見通しの3月の最終補正予算と実際の決算との差が0.数%しかないやり方と余りにも大きくかけ離れたものでございます。また、予算を組んだが使われなかった費用も約3億5,500万にもなり、金額や予算に占める割合も、平成14年から15年当時の弥富町のそれに比べて約2倍となっております。

今日、市町村の収支のうち人件費や借金の返済の費用、児童手当や子供の医療費助成などの扶助費を初めとする恒常的な負担を伴う経費が通常85%前後、多いところでは100%近くになっているときに、この一番土台となります税金を初めとした基本的な収支をどれだけ正確に見込めるかが、市の事業の計画的な推進と住民サービスのかなめとなります。周辺市町村でも東海地震などへの備えの公共施設の防災対策が急がれておりますが、国の補助制度などを活用すれば、こうした自前の資金の2倍以上の事業ができることになっているときに、年度末の最終見込み予算に比べても5億円も多い収入が、議会にも市民にも報告されずに収入となるような予算の仕組み、決算のあり方は、行政としての機能が大きく麻痺していることを示しております。

しかも、実際に私も立ち入って調べて驚いたんですが、毎年、新年度予算を組んだ後の7月に地方交付税の交付額を決めるために、7月末をめぐりにいたしまして、国と市町村の間で

この基本的な収入、標準財政規模を確定する作業が行われますが、例えば平成12年度の旧弥富町は、この基準額に対してその同じ項目の決算額は100.7%であります。平成17年度の旧弥富町と十四山村の合計は99.9%であります。18年度のそれは、今、税制等に大きな変化がある中でも102%であります。市の財政担当の担当職員は、こうした数字をきちんとはじき出してありますが、これが当時の町長、あるいは予算を編成する幹部職員の間で有効に活用されていない。ここにも、せっかくの職員の力が有効に生かされていない大変残念な事態がございます。これは、旧弥富町当時の予算の組み方や決算の調整には、かなりこういうことに精通した幹部職員がかかわっていたわけではありますが、その後、収入役を廃止するとかいう中で、本当に予算編成をする、市政執行の中心になる職員が、あるいは市長が、こうした問題を大切にしない中で発生をした問題だと言うことができると思います。これをただ責任は、当然市長を中心といたしました行政執行部側でございますし、既に市長はそれをただしていくということを再三表明されておりますが、同時に私は、議会や市長を補佐する職員の皆さんにも重い責任があるというふうに考えます。18年度決算の実態は、事実と結果責任の立場から見れば、不承認とすることが望ましいものであるというふうに考えます。

二つ目は、このような行財政運営を行うことになった原因と問題点をどう見るかということでございます。今申し上げましたように、市の担当の、特に幹部職員がそういう問題に十分精通しない人が配置されていたということもございしますが、もう一つの問題は、そのこととかかわって、17年度旧弥富町予算編成に当たって当時の町執行部が示した20%の財政カットを前提とする区長や区長補助員、民生委員などの報酬や活動費の削減、子ども会、老人会、身障者や弱者への補助金削減、社会教育登録団体の公共施設利用料の倍増を伴う町行革大綱をどう評価するかということだと思えます。ことしの3月議会以来の、私と市長及び副市長を初めとする執行部との議論の中で市側が認めていることは、一部に行き過ぎがあり、不適切なものは見直しを行うが、17年度に行った町の行革は基本的に正しかったというものでございます。14年から16年度の3カ年の実質単年度収支、総務省が決めました一定の市の現金収支を示す指標でございますが、3年間で9億2,800万円という赤字を解消して、17年、18年の黒字と19年度も合わせての3カ年では8,000万円の赤字となる見通しで、財政的に余裕はないというのが市長の報告でございました。私は、当時のこの現金収支、実質単年度収支の赤字は、町の恒常的な行財政運営の中で起こったものではなく、極めて特殊な事情の中で発生したものであり、一律20%カットなどする必要もないし、できることではないと指摘をいたしました。17年度の決算では前年度に比べて支出は5億3,000万円余り増加し、年度末の現金預金残高が新たに3億3,000万円ふえ、町の説明と全く相入れないものとなっております。昭和60年から平成16年までの20年間の、特にこの行革で変えられると言っております実質単年度収支の動向というのは、赤字の年が8カ年で、合計赤字額というのは29億200

万円でございますが、他の12年間は黒字でございますして合計37億4,600万円で、トータルでは8億4,400万円がこの間の黒字とされております。

14年度の町の財政支出は、市道鎌島33号線の日の出橋や道路改良など土木費に18億6,000万円つぎ込んでおります。19年度の予算額は、合併した新市の予算額が11億円でありますから、どれほど過大なものであったか御理解いただけたと思います。こういうものと、それからいこいの家の、2年間で完成いたしました工期負担分、建設費3億6,200万円などを合わせまして、特別な支出が22億7,000万円ございました。15年度は、全額町費によります7億円を超えるひので保育所建設など、土木費等と合わせて22億8,000万円。16年度も土木費は14億2,000万円をつぎ込み、弥富中の建設積立金など特別な支出は16億5,000万円であり、3年間で土木費と弥中の建設積立金などを合わせました特別な支出は62億円となっております。その中から土木費の人件費だとか備品、消耗品を差し引きましても、中学校建設積立金3億5,000万円を含む町の資産は56億円も増加をしたこととなります。17年から19年の3カ年では、新弥富中学校建設に39億円を使う中で、このための借金は19億2,900万円でございますので、これだけでも実質約20億円の資産が増加をし、3年間の現金収支は8,000万円のマイナスの見通しというのが先日の議会で報告されました。

現在の行政の財政収支の評価は現金と負債を中心としたものでございますが、行政としての持続可能な評価の方法は、バランスシートによります資産・負債の総合評価が求められております。現在の弥富中学校は昭和32年から建設されたもので、約50年の使用にたえてきました。今回新築したものは恐らく70年、100年の利用にたえられるものとなります。こうした施設を建設して債務は19億円ふえましたが、3年間の現金の実質収支がマイナス8,000万円で済むという財政状態は、弥富町・弥富市政時代を通じて最高の水準にあることを示しております。多くの市町が三位一体改革の始まります平成12年度当時の収入を確保することができずに苦しんでいる中で、弥富市は十四山村の編入合併によります加算分の交付税、あるいは保育所の一般財源化されました運営負担金分の削減されたものを差し引きましても、さらに今年度は、この議会で臨時財政対策債、これは多くの市町村が交付税を減額された分の財政補てんのために国が借金を認めるというものでございますが、これを使わないことを決めましたが、これらを除きましても19年度の基礎的な収入は、12年度当時、旧弥富町が10億5,000万円の交付税を国からもらっておりましたが、その当時の住民1人当たりの額を超えております。現在の財政力指数、1人当たりの標準財政規模、収入、税収も、かつて弥富より上位でございました稲沢市や犬山市を超えまして、尾張西部地方の市の第1位となっております。ちなみに、合併前の16年度末の旧弥富町の積立金総額は一般会計管理分で34億8,600万円ございましたが、十四山からの持参金や平成17年、18年の歳計剰余金を含めると53億3,400万円。18億4,800万円の増加となっております。

しかしながら、こうした土台となっております市の税収の増加分の中には、初めに申し上げましたが、昨今の庶民増税によるものも少なくなく、高齢者の中には、生活保護基準を下回る収入に課税され、それに伴い介護保険料の負担増、医療制度改悪によります医療費、保険料等の新たな負担増に脅かされる。また、若者を中心に急速に広がっております不安定雇用が拡大をしていることも、庶民の暮らしと地域の発展に大きな影を落としております。その上、さらに財源不足を理由とします消費税の増税論議も行われ始めておりますが、とんでもございません。庶民や高齢者への大幅な負担増の一方で、福祉のためとして導入されました消費税は、この間、国に18兆円収入が内定されておりますが、そのうちの16兆円が大企業を中心とした法人税減税のために消えてしまいました。史上最高のもうけを上げ続けております大法人や大資産家に応分の負担をしていただき、市町村の責任の中心となります住民の命と財産を守り、福祉の向上に向けて努力されること、市の財政状態を見誤り、市民参加の市政のかなめとなります人々や弱者に真っ先に負担を押しつけた市政運営の抜本的な改革を進めることが、1月の市長選挙で示されました民の声でございます。市長のみならず、議会と市の職員もまたこの皆さんの声にしっかりと耳を傾け、市長と力を合わせて市の行財政の改革のために全力を挙げていただきたいということを強く申し上げまして、実態がそうならない18年度一般会計決算に対する反対討論とさせていただきます。

議長（宇佐美 肇君） これをもって討論を終結します。

これより採決に入ります。

まず、議案第39号から40号までの2件は原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇佐美 肇君） 異議なしと認めます。

よって、議案第39号から第40号までの2件は原案どおり可決決定しました。

次に、議案第41号は原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立28名〕

議長（宇佐美 肇君） 起立多数と認めます。

よって、議案第41号は原案どおり可決決定しました。

次に、議案第42号は原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

まずその前に、今、大原議員が出ていかれました。大原議員は、日ごろ自分が申し述べていることと見解の相違があるので、この42号に関しては採決を見合わせて出ていくということでございますので、御報告を申し上げておきます。

では、議案第42号は原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立28名〕

議長（宇佐美 肇君） 起立多数と認めます。



よって、議案第42号は原案どおり可決決定しました。

次に、議案第43号は原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立28名〕

議長（宇佐美 肇君） 起立多数と認めます。

よって、議案第43号は原案どおり可決決定しました。

次に、議案第44号から48号までの5件は原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇佐美 肇君） 異議なしと認めます。

よって、議案第44号から48号までの5件は原案どおり可決決定しました。

次に、認定第1号は原案どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立25名〕

議長（宇佐美 肇君） 起立多数と認めます。

よって、認定第1号は原案どおり認定することに決定しました。

次に、認定第2号から認定第7号までの6件は原案どおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇佐美 肇君） 異議なしと認めます。

よって、認定第2号から認定第7号までの6件は原案どおり認定することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第19 議案第49号 工事請負契約の締結の件

議長（宇佐美 肇君） 日程第19、議案第49号を議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

市長（服部彰文君） 議長のお許しをいただきまして、議案を提案させていただきます。

本日提案申し上げ、御審議いただきます議案は1件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第49号工事請負契約の締結につきましては、弥富市同報無線整備工事を施工するに当たり、請負契約金額2億5,924万5,000円で工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び弥富市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めます。

以上、提案いたします議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては関係課長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 関係課長の防災安全課長。

防災安全課長（服部正治君） 議案第49号工事請負契約の締結について説明申し上げます。

工事名、弥富市同報無線整備工事。工事場所、弥富市内一円。請負契約金額2億5,924万5,000円。請負契約者、名古屋市西区名西二丁目33番10号、株式会社東芝中部支社。契約の方法、3名の一般競争入札で行いました。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） これより質疑に入ります。

質疑の方ありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇佐美 肇君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇佐美 肇君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇佐美 肇君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決決定いたしました。

~~~~~

日程第20 発議第3号 道路整備の促進と道路整備財源の確保に関する意見書の提出の件

日程第21 発議第4号 「非核日本宣言」を求める意見書の提出の件

日程第22 発議第5号 原爆症認定基準の抜本的改善を求める意見書の提出の件

日程第23 発議第6号 国の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出の件

日程第24 発議第7号 愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出の件

日程第25 発議第8号 学級規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める意見書の提出の件

日程第26 発議第9号 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書の提出の件

議長（宇佐美 肇君） この際、日程第20、発議第3号から日程第26、発議第9号まで、以上7件を一括議題とします。

本案7件は議員提案ですので、提出者の佐藤良行議員に提案理由の説明を求めます。

19番（佐藤良行君） ただいま提案されています発議第3号から発議第9号まで7件の意見書提出について提案理由の説明を申し上げます。

発議第3号は、政府において、昨年、道路特定財源の見直しに関する具体策が示され、今後、国会で所要の法改正がされようとしています。この制度の見直しに際して地方の実情を十分に勘案され、また制度の趣旨を踏まえ、地方の道路整備の着実な進展に向けた安定的な

財源の確保を国に対し要望するものであります。

発議第4号は、国が核兵器廃絶の提唱・促進と非核三原則の堅持を改めて国連総会や国会など内外で宣言し、「非核日本宣言」として各国政府に通知し、核兵器のない世界のための共同の努力を呼びかけるよう国に求めるものであります。

発議第5号は、現行の原爆症認定制度を被害の実態に即した認定基準に抜本的に改めることを国に求めるものであります。

発議第6号及び発議第7号は、私立学校への経常費補助の増額と父母負担の軽減のため、授業料助成の充実などを国と愛知県に対し要望するものであります。

発議第8号は、来年度の政府予算編成に当たり、国段階における学級規模の縮小と次期定数改善計画の実施に向けて十分な教育予算を確保されるよう国に要望するものであります。

発議第9号は、国において現在クレジット被害の防止と取引適正化に向けて割賦販売法の改正が検討されており、この改正に当たっては過剰与信規制や不適正与信防止義務、さらには既払い金返還責任などの制度の導入を国に対し要望するものであります。

以上、皆様方の御賛同をよろしくお願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） これより質疑に入ります。

質疑の方ございますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇佐美 肇君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方ありませんか。

〔「議長12番」の声あり〕

議長（宇佐美 肇君） 杉浦議員。

12番（杉浦 敏君） 私は、発議第3号道路整備の促進と道路整備財源の確保に関する意見書につきまして、その趣旨に反対をいたします。

まず、この三つあります中・長期計画に立って自治体の意見を尊重すること及び安定的な道路整備財源を確保すること、この趣旨については当然必要なことであると思います。しかしながら、現実の話として、今の政府にありましては、省庁再編によりまず運輸省と建設省が合体しました今の国土交通省、この巨大省庁が年間6兆円に上る揮発油税、あるいは軽油取引税、または自動車重量税、こういった巨大な6兆円にも上る額の税金をすべて道路の整備だけに使うという用途が特定された税金の使い方の問題が、一般市町村の生活道路の整備に使われる部分もありますが、それ以上に、必要のない、採算のとれない不必要な道路をつくる原因ともなっております。現在必要なことは、こういった税金を道路の整備にしか使えないという状況を改め、例えば地球温暖化防止のための環境税をつくるとか、そういった別の用途にも使えるように一般財源化すべきでありまして、道路特定財源というのはなくすべ

きであると、こういう立場から反対をいたします。

議長（宇佐美 肇君） 他に討論の方ございますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇佐美 肇君） これをもって討論を終結させていただきます。

採決に入ります。

発議第3号は原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立26名〕

議長（宇佐美 肇君） 起立多数と認めます。

よって、発議第3号は原案どおり可決決定しました。

次に、発議第4号から発議第9号までの6件は原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇佐美 肇君） 異議なしと認めます。

よって、本案6件は原案どおり可決決定しましたので、地方自治法第99条の規定により、関係機関に意見書を提出しておきます。

~~~~~

日程第27 閉会中の継続審査の件

議長（宇佐美 肇君） 日程第27、閉会中の継続審査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第104条の規定により閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長の申し出どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇佐美 肇君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申し出どおり決定をいたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。

これをもって、平成19年第3回弥富市議会定例会を閉会といたします。

~~~~~

午後3時16分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 宇佐美 肇

同 議員 佐 藤 博

同 議員 武 田 正 樹